

令和7年4月から 入院時の食事負担額が変わります

食材費等の高騰等を踏まえ、厚生労働省の改正告示により、令和7年4月から入院時食事療養の標準負担額(患者様負担分)が下記の通り変更となります。

ご理解の程よろしくお願いいたします。

★入院時の食事療養の標準負担額(患者様負担分)

	所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
住民税 課税世帯	69歳まで	70歳以上	1食490円 (※1)	1食 510円 (※1)
	区分ア	現役並Ⅲ		
	区分イ	現役並Ⅱ		
	区分ウ	現役並Ⅰ		
	区分エ	一般		
住民税 非課税世帯	区分オ	低所得Ⅱ	1食230円	1食 240円
	区分オの 長期該当	低所得Ⅱの 長期該当	1食180円	1食 190円
	-	低所得Ⅰ	1食110円	1食110円 (変更なし)

※1 平成28年3月31日時点ですでに1年以上継続して精神病床に入院しており、その後も引き続き入院されている患者様は、1食260円のまま据え置きとなります。